

# 岐 阜 県 公 報

第 六 百 七 十 四 号  
令 和 八 年 四 月 三 日

( 金 曜 日 )

## 目 次

### 告 示

保安林の指定 (森林保全課) 一三七  
身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (身体障害者更生相談所) 一三八

### 議 会 告 示

岐阜県議会議員き章規程の一部改正 (議会総務課) 一三八

### 公 示

土地改良事業の工事の完了 (農地整備課) 一三九  
落札者等に関する公示 (産業技術総合センター) 一三九  
土地改良区役員の退任及び就任 (岐阜農林事務所) 一三九  
土地改良区役員の就任 (同) 一四〇  
土地改良区の定款の変更認可 (同) 一四〇

## 告 示

岐阜県告示第二百二十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

令和八年四月三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 一 保安林の所在場所  
加茂郡白川町三川字下馬場二〇九七の一
  - 二 指定の目的  
落石の危険の防止
  - 三 指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- ( ) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。( )

岐阜県告示第二百二十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）第五条の規定により告示する。

令和八年四月三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

担当科目	医師氏名	勤 務 場 所	指定年月日
消化器外科	中島 拓哉	社会医療法人蘇西厚生会松波総合病院	令和八年四月三日
形成外科	柴 将人	同	同
整形外科	岩田 直也	岐阜県厚生農業協同組合連合会岐阜・西濃医療センター西濃厚生病院	同
外 科	伊藤 喜介	大垣市民病院	同
内 科	澁谷 高志	けやきクリニックス	同
呼吸器内科	堀 翔	大垣市民病院	同
循環器内科	山田 好久	岐阜県厚生農業協同組合連合会中濃厚生病院	同
泌尿器科	小鷹 博人	ひだ在宅クリニック	同
循環器内科	宮前 貴一	公立東濃中部医療センター	同
産婦人科	中川 敦史	同	同
眼 科	寛 清香	同	同
小児科	伊上 敦哉	いのうえ小児科クリニック	同

整形外科	金田 卓也	まくわクリニックス	本巢市軽海四九五 七 同
内 科	山内 雅裕	ぎふ糖尿病・内科クリニックスやまうち	瑞穂市馬場小城町二丁目一七 同
整形外科	白井 大記	医療法人社団豊正会大垣中央病院	大垣市見取町四丁目一番地 同
外 科	安村 幹央	下呂市立金山病院	下呂市金山町金山九七三番地六 同
同	岩田孝太郎	同	同

議 会 告 示

岐阜県議会告示第二号  
 岐阜県議会議員き章規程（昭和三十四年岐阜県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。  
 令和八年四月三日

岐阜県議会議長 小 原 尚

「地金 十四金  
 緑 紺色モール  
 別記様式中 菊花 十四金  
 裏面に「岐阜県議会議員き章」と刻印する。  
 裏金具は、ネジ式又はタイタック式とする。」  
 を  
 「金属部分 金色  
 モール部分 紺色  
 裏面に「岐阜県議会議員き章」と刻印する。  
 裏金具は、タイタック式とする。」  
 に改める。

附 則  
この規程は、令和八年四月三日から施行する。

公 示

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和八年四月三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
ため池等整備事業	小屋名第2地区	令和八・三・四

落札者等に関する公示

岐阜県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和八年四月三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 1 購入物品及び数量 岐阜県産業技術総合センターで使用する電気（予定数量） 2,527,000kWh
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和八年1月9日
- 4 落札者を決定した日 令和八年2月18日

5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市長区東新町1番地

中部電力ミライズ株式会社  
代表取締役 社長執行役員 神谷 恭範

6 落札金額 56,214,438円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県産業技術総合センター総務課管理課整係
- (2) 所在地 関市小瀬1288

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十九項の規定により公示する。

令和八年四月三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住 所
土谷井水	令和八・三・三	理事	春日井久司	岐阜市上西郷 四一九
金谷井水	令和八・三・三	同	河村 要	岐阜市上西郷 二五三
土谷井水	令和八・三・三	同	牧野 進	岐阜市中西郷 三八〇
土谷井水	令和八・三・三	同	藤井 一見	岐阜市中西郷 五七八 二
土谷井水	令和八・三・三	同	竹内 哲美	岐阜市中西郷 七五九
土谷井水	令和八・三・三	同	福地 教二	岐阜市下西郷 八一三
土谷井水	令和八・三・三	同	川島 幸美津	岐阜市下西郷 一九一
土谷井水	令和八・三・三	監事	遠山 和宏	岐阜市上西郷 八〇三
土谷井水	令和八・三・三	同	西垣 衛	岐阜市中西郷 一六九
土谷井水	令和八・三・三	同	福地 秀美	岐阜市下西郷五丁目二四番地三

就任した役員  
同 中井昭和 岐阜市小野二丁目 四八番地

土地改良区名 就任年月日 役名 氏名 住 所  
土地改良区 令和 八・四・一 理事 早川克之 岐阜市上西郷 八一七二

同 榎橋辰雄 岐阜市上西郷一丁目 一八四二  
同 藤井強 岐阜市中西郷 五九二  
同 藤井孝 岐阜市中西郷 九五  
同 神山清人 岐阜市中西郷三丁目 五〇番地一  
同 黒田一己 岐阜市下西郷 五三五  
同 杉山伸次 岐阜市下西郷 一四九  
同 河村嘉朗 岐阜市上西郷三丁目 五五  
同 松野泰典 岐阜市中西郷 九四九二  
同 野々村弘明 岐阜市下西郷 八二四  
同 中井昭和 岐阜市小野二丁目 四八番地

土地改良区役員退任及び就任  
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があつたので、同条第十九項の規定により公示する。  
令和八年四月三日  
岐阜県知事 江崎 禎 英

退任した役員

土地改良区名 就任年月日 役名 氏名 住 所  
真桑井水 令和 八・三・三 監事 喜多川 晃 本巢市上真桑 一六四四番地

土地改良区名 就任年月日 役名 氏名 住 所  
土地改良区 令和 八・三・三 監事 喜多川 晃 本巢市上真桑 一六四四番地

就任した役員

土地改良区名 就任年月日 役名 氏名 住 所  
土地改良区 令和 八・三・四 監事 翠辰雄 本巢市上真桑 一二五二番地一  
理事 森美里 本巢市随原 六〇二番地

土地改良区役員退任及び就任  
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任をした旨の届出があつたので、同条第十九項の規定により公示する。  
令和八年四月三日  
岐阜県知事 江崎 禎 英

土地改良区役員退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。  
令和八年四月三日  
岐阜県知事 江崎 禎 英

土地改良区名 就任年月日 役名 氏名 住 所  
土地改良区 令和 八・三・六 理事 森美里 本巢市随原 六〇二番地

土地改良区定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。  
令和八年四月三日  
岐阜県知事 江崎 禎 英

土地改良区名	真桑方井水土地改良区
認可年月日	令和八・三・二六

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年四月三日

岐阜県知事 江崎 禎 英

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
真 桑 井 水 土 地 改 良 区	令 和 八 ・ 三 ・ 二 六

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年四月三日

岐阜県知事 江崎 禎 英

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
菱 野 川 土 地 改 良 区	令 和 八 ・ 三 ・ 二 六

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年四月三日

岐阜県知事 江崎 禎 英

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
政 田 井 水 土 地 改 良 区	令 和 八 ・ 三 ・ 二 六

令和八年四月三日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社